

**Q：宿泊費は補助対象となるのでしょうか？**

**A：参加者の宿泊費（食事代、部屋代等）については補助対象外となります。  
なお、旅費（交通費の実費弁償分）については補助対象とします。**

**Q：本事業の実施主体（代表団体）に雇用されている職員が本事業に携わる場合、その労働の対価として、「賃金」の支出科目で支出しても良いのでしょうか？**

**A：本事業に当該職員が携わる場合には、補助対象外です。  
なお、業務外に行う場合は、補助対象とします。**